

第12次印西市交通安全計画(令和8年度～令和12年度)【案】

市民意見公募手続

実施要領

1 目的

この要領は、第12次印西市交通安全計画の策定過程における市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施について必要な事項を定め、もって市民の市政への参画の機会を提供するとともに、より透明性の高い行政運営を目指すことを目的とする。

2 実施主体

市民意見公募手続の実施主体は、印西市とする。

3 第12次印西市交通安全計画(令和8年度～令和12年度)【案】の公表

市民意見公募手続に供する第12次印西市交通安全計画(令和8年度～令和12年度)【案】は、印西市において決定し、この要領の定めるところにより市民に対して公表するものとする。

4 意見等を提出することができる者

市内に在住、在勤又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体とする。

5 意見等の提出方法

- (1) 意見等は、郵送・ファックス・直接持参・電子メール・閲覧場所に設置する意見回答箱により、提出できるものとする。
- (2) 意見書の様式は、別添のとおりとする。また任意様式も可とする。
- (3) 意見等を提出しようとする者は、必要事項(氏名、連絡先、意見等)を明記する。必要事項が明記されていない場合、意見等は無効とする。
- (4) 提出に要する諸費用は、提出者の負担とする。
- (5) 意見等の提出先は、下表のとおりとする。

提出手段	提出先
郵送	〒270-1396 印西市大森 2364 番地 2 印西市 市民部 市民活動推進課 市民安全係
ファックス	0476-42-7242
直接持参	印西市役所本庁舎 2階 市民部市民活動推進課窓口
電子メール	siminkatudou@city.inzai.chiba.jp
意見回答箱	閲覧場所(市役所、支所、出張所、公民館、図書館)に設置する意見回答箱

6 意見等の募集期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月11日（月）までとする。

なお、郵送の場合は、令和8年5月11日（月）当日の消印を有効とする。

7 第12次印西市交通安全計画（令和8年度～令和12年度）【案】の公表方法

市役所行政資料室、市民活動推進課窓口、支所、出張所、公民館、図書館、市ホームページにおいて、令和8年4月27日（月）から令和8年5月11日（月）まで閲覧に供するものとする。閉庁・休館日及び閉庁・閉館時間を除く。

8 意見等の取り扱い

提出された意見等は、下記のものを除き、本計画策定の参考とする。

- (1) 提出された意見等は、必要事項が明記されていないもの、単に賛否の結論を示したものと趣旨が不明確なものは、意見等として取り上げないものとする。
- (2) 提出された意見書は、返却しない。また意見等に対する個別の回答も行わない。
- (3) 提出された意見等は、印西市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するものを除き、公表するものとする。
- (4) 提出された個人情報については、本計画策定以外の目的に使用しない。